

学校教育系列担当教員公募

静岡大学学術院教育学領域

1. 職名・人員 助教又は講師・1名
2. 所属 学校教育系列
3. 専門分野 発達心理学
4. 担当授業科目 学 部：発達心理学Ⅰ、Ⅱ、教育心理学演習、教育心理学実践研究Ⅰ、Ⅱ、
児童理解の方法（分担）、発達と学習（分担）、その他
大学院：発達心理学の理論と実際、生徒発達支援概論（分担）
5. 応募資格
 - (1) 博士の学位を有する者、もしくは着任時までに取得見込みである者、又はこれと同等の研究業績を有する者
 - (2) 上記専門分野において十分な研究遂行能力を有し、また大学院・学部での教育・指導を行う能力を有する者
 - (3) 教育学部における教員養成及び地域の教育研究の指導に熱意を持って取り組める者
6. 提出書類
次の(1)～(9)を提出すること。なお、下記(1)(2)については、MS-Wordで保存した電子ファイル(USBメモリ等)を提出すること。
 - (1) 履歴書：別紙書式を使用して作成し、MS-Wordで提出すること。
 - (2) 業績一覧表：別紙書式を使用して作成し、MS-Wordで提出すること。
※別紙書式については、以下を参照してください。
URL：<https://www.ed.shizuoka.ac.jp/topics/recruit/>
 - (3) 著書、論文等の業績については、全て添付すること。現物もしくはコピーも可。
 - (4) これまでの研究業績の概要（主要な業績5点以内について、A4版にそれぞれ200字程度）
 - (5) 今後の教育及び研究についての抱負（教育と研究について、A4版にそれぞれ1000字程度）
 - (6) 大学の卒業証明書、大学院の修了証明書または在学証明書、及び大学と大学院の成績証明書
 - (7) 写真（上半身、脱帽、名刺判）
 - (8) 照会可能な方2名の氏名・所属・職・連絡先（電話番号、E-mailアドレス）
 - (9) 応募書類返却用の梱包袋（着払いゆうパック等）
7. 選考方法
静岡大学学術院教育学領域教員人事内規の定めに基づき選考する。
8. 採用予定日 令和7年10月1日
9. 応募締切日 令和7年3月19日（必着）
10. 応募書類の送付先
〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836 静岡大学学術院教育学領域長 宛
※「学校教育系列担当教員応募書類在中」と朱書きで表記し、書留等の配達記録の確認ができる方法にて送付してください。
11. 問い合わせ先
静岡大学学術院教育学領域

氏名 教授 小林敬一

TEL： 054-238-4709 (ダイヤルイン)

E-mail： kobayashi.keiichi(at)shizuoka.ac.jp (at)は@にご変更ください

12. その他

- (1) 必要に応じて面接等を行います。ただし、その際の旅費は自己負担になります。
- (2) 審査結果については、選考が終了次第（6月上旬予定）、本人宛に通知します。
- (3) 応募書類は本選考のためだけに使用し、それ以外には使用しません。また、選考終了後に返却します。
- (4) 採用後の勤務条件については、国立大学法人静岡大学の定める規程によります。
- (5) 給与は、年俸制が適用されます。
- (6) 本学教員の定年年齢は65歳です。
- (7) 静岡市又は静岡市周辺地域に居住できる方が望ましいです。
- (8) 静岡大学は、静岡大学男女共同参画憲章の基本方針に基づき男女共同参画や女性教員の採用を推進しており、評価が同等の場合は女性の候補者を優先する選考を行います。女性の積極的な応募を期待しています。
＜静岡大学における男女共同参画の推進＞
静岡大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。本学では、子育てや介護に関して様々な支援制度を設けております。詳細はダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進室 (DE&I 推進室) Web サイト (<https://www.sankaku.shizuoka.ac.jp/>) をご覧いただくか、DE&I 推進室 (takenoko@adb.shizuoka.ac.jp) までお問合せください。
- (9) 静岡大学は、教育研究両面での国際化の進展を図るため、採用に当たって、外国籍の方又は外国で学位を取得した方を優先します。
- (10) 研究業績の審査において、産前、産後休暇又は育児休業取得による研究中断期間がある場合には、応募者の申し出により考慮します。
- (11) 本学では、令和4年11月22日付け文部科学省高等教育局長通知に基づき、学生に対するセクシュアルハラスメント・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認を行いますので、必ず「賞罰・処分歴等」欄のある履歴書（本学指定）により提出をお願いします（項目が網羅されていれば任意の様式でも可）。なお、採用後、経歴詐称が判明した場合は、懲戒解雇等の対象となります。